

北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

北上市長 **市長署名**

北上市規則第33号

北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（特別休暇）</p> <p>第13条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の前日から起算して8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から出産の日<u>後8週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(21)～(28) [略]</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第13条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の前日から起算して8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から出産の日<u>以後1年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(21)～(28) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。